

## 姫路市空家等対策計画（案）に関する 市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

### 1 意見募集の概要

姫路市では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とする姫路市空家等対策計画を平成 29 年 3 月に策定することとしており、計画案について市民意見を募集しました。

#### (1) 公表資料

- ・ 姫路市空家等対策計画（案）
- ・ 姫路市空家等対策計画（案）概要版

#### (2) 意見募集期間

平成 28 年 12 月 22 日（木）～ 平成 29 年 1 月 23 日（月）

#### (3) 意見提出件数

2 通 8 件

#### (4) 意見の内訳

項目	件数
第 1 章 計画の趣旨	0 件
第 2 章 空家等の現状	2 件
第 3 章 空家等対策の基本方針	2 件
第 4 章 施策の展開	3 件
第 5 章 計画の推進	1 件
合計	8 件

## 2 市民意見の概要と市の考え方

項目	番号	市民意見の概要	件数	市の考え方
第2章 空家等の現状	1	空き家の届出の義務化、空き家の状態調査（改修可能なもの、解体撤去が必要なもの）を実施し、空き家の分類を早急に行う必要がある。	1	ご指摘のとおり、空家等の実態把握と所有者等の情報整理に努め、空家等を選別していきたいと考えております。 なお、空き家の届出につきましては、所有者等の存否や居住地が様々であることから、制度化することは難しいと考えます。
第2章 空家等の現状	2	市内の地域それぞれの問題と課題に対応する対応策を検討してほしい。そのために、自治会へのヒアリングなど具体的な調査方法を取り、対策を行う自治会の能力向上を図ってほしい。	1	本計画の策定に当たっては、市内の全自治会を対象に、「問題がある空き家」を把握するためのアンケート調査を行いました。 また、自治会が具体的な対策を検討する協議の場に技術的なサポートを行う専門家を派遣する施策を実施しております。 本市の空家等対策は端緒にいたばかりであり、今後計画を見直す際には、ご指摘のような地域特性を踏まえた分析等も検討していきたいと考えます。
第3章 空家等対策の基本方針	3	要因分析等について、大学等研究機関と連携してほしい。また、測量・調査に当たっては、地元優先の入札を行い、地域の調査会社の能力向上を図ってほしい。	1	本計画では、要因分析を行い「空家等の発生メカニズム」を明らかにしております。これは、姫路市空家等対策協議会において、学識経験者からの提案を基に、協議会での協議を踏まえたものです。 個別の課題に対する要因分析や対策の検討については、必要に応じて、研究機関との連携を図り、又は調査会社を活用したいと考えております。 なお、研究機関や調査会社については、地域性なども考慮しながら、適切な相手方となるよう選定します。
第3章 空家等対策の基本方針	4	空き家の発生要因を分析するため、自治会へのヒアリング、大学との連携を行うことが重要である。	1	本計画の策定に当たっては、姫路市空家等対策協議会において、学識経験者、自治会等地域団体の代表者など多様な関係者からご意見をいただき、要因分析や対策の検討を行ってまいりました。

				<p>今後も、関係団体等のご協力を得ながら計画を推進していきたいと考えております。</p>
<p>第4章 施策の展開</p> <p>2 利活用の 促進</p>	5	<p>改修可能な空き家については、市が主体となって改修し、公営住宅として耐用年数分を借り上げる代わりに固定資産税を全額免除とするなどの方策を講じる必要がある。インバウンド向け民泊としての活用も考えられる。</p>	1	<p>空家等の利活用を進めることは、空家等対策として重要であると認識しており、本計画でも、「利活用の促進」を施策の柱として掲げております。</p> <p>空家等は本市の財産ではありませんので、本市が主体となって改修を行うことはできませんが、空家等の利活用を促す方策については引き続き検討していきます。</p>
<p>第4章 施策の展開</p> <p>2 利活用の 促進</p>	6	<p>空き家の流通促進について、民業圧迫にならないよう、地域の不動産事業者との連携を図ってほしい。</p>	1	<p>ご指摘のとおり、空き家の流通促進は、空家等対策として有効であると考えております。</p> <p>このため、宅地建物取引業者等との協働のもと、本市では「空き家バンク」、兵庫県では「インスペクション普及支援事業」等に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、空き家の流通促進につながるよう、対策を講じていきます。</p>
<p>第4章 施策の展開</p> <p>3 管理不全 の解消</p>	7	<p>解体撤去に該当する空き家については、所有者、住民、行政の十分な合意形成のもと、将来の区画整理を見越して市有地として管理する方向を明確に示し、老朽危険空き家の発生を未然に防ぐ必要がある。</p> <p>将来の公有財産の管理と空き家を利用した公営住宅のあり方について、住民との合意形成のもと明確に示す必要がある。</p>	1	<p>本計画は、「空家等」を対象とするものです。</p> <p>まずは、「空家等」の所有者等に対して適切な管理を促進するために必要な情報の提供や助言等を行っていきます。</p>
<p>第5章 計画の推進</p>	8	<p>計画の推進に当たっては、将来のまちづくり計画（介護しやすいまち、若者が定住しやすいまち）と整合を持たせるためにも、市直営で実施することが望ましい。</p>	1	<p>空家等の適切な管理は、財産権のもと、所有者等の責任において行うべきものです。</p> <p>本計画は、所有者等の管理責任を前提としつつ、様々な主体が、協力、連携しながら施策を進めていくことを基本としております。</p>